

2023年6月20日

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会 (第3回) 議事概要

日時：2023年5月25日(木) 13:00~14:00

場所：オンライン会議 (Zoom)

出席者：

構成団体： 国立国会図書館、日本図書館協会、全国公共図書館協議会、国公私立大学図書館協力委員会、専門図書館協議会、日本博物館協会

新聞著作権管理協会、学術著作権協会、日本文藝家協会、日本脚本家連盟、日本写真著作権協会、日本シナリオ作家協会、日本美術著作権連合、日本美術家連盟、日本漫画家協会、日本音楽著作権協会、日本雑誌協会、日本書籍出版協会、自然科学書協会、日本医書出版協会、出版粋会、日本楽譜出版協会、デジタル出版者連盟、日本専門新聞協会、

オブザーバー： 指定都市教育委員会協議会、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会、日本複製権センター、出版者著作権管理機構

文化庁著作権課：

有識者：

議事要旨作成： 日本雑誌協会

1. 委員の変更について

村瀬座長が、全国公共図書館協議会、日本漫画家協会の委員変更について説明され、各委員より挨拶が行われた。

2. 各分科会からの報告

各分科会からの報告が次の通り行われた。

ガイドライン分科会：村瀬座長

ガイドラインの大枠についての変更はない。重要なポイントとして、図書館資料は一部分の利用が原則であるが、全部利用が可能な著作物が政令で指定されるが、その対象について分科会にて確認を行った。「美術の著作物等」は解像度に着目した規定を行い、図書館現場における作業の明確化、権利者保護のバランスをとった形とした。また「分量が少ない著作物」も著作物の全部が入ってしまう問題が生じる点についても様々な観点から検討を重ね、記載の通りとなった。また「漫画の著作物」は言語の著作物、分量の少ない言語の著作物、美術の著作物という複合的な性格があるため、別項として、分量の少ない著作物に準ずる運用とする形でまとめた。

その他、「送信データの不正拡散防止」、「特定図書館等の要件」は、特定図書館等分科会の結論を入れ込んでいる。

「著作権保護期間に関する補償金の要否判断について」は、目の前の図書館資料に掲載されている著作物が全てPDなのか判断することは極めて困難であるため、簡易な外形的基準を設けることとした。

本日お示したガイドライン案は体裁面が不十分な面があるため、形式的な構成や表現については、両座長に一任いただきたい。6/1の施行にむけ最終版を速やかに公開するよう準備を進めていく。

補償金分科会：平井座長

補償金分科会では昨年の11月に図書館並びに図書館設置者団体の皆様に補償金規程案についての意見聴取を実施し、その後文化庁の使用料部会でのヒアリングや指導の下、3月下旬に最終案を提出し、3/29に認可を頂いた。意見照会の段階で示した案では、新聞と定期行物の金額は、「1頁当たり500円」という算定式で、5頁単位での申請となっていたが、使用料部会にてもっと簡易に定量的に計算すべきとの指摘を受け、SARLIB内で再度検討した結果、「2頁目以降1頁ごとに100円」という算定式となった。

認可の際には、文化庁より留意事項として、第1に3年が経過して内容を見直すとしているところを3年と言わず必要に応じて随時の見直しを検討すること、それ以外はお互い誠意を持って対応に努めるようにとのことだった。

今後は、実際サービスが開始され、補償金のやり取りをする中で、検討すべき事項が生じた都度、協議できるようこの分科会を存続させていく。

特定図書館分科会：白濱座長

当分科会では、大きく分けて次の3つの事項について検討を進めてきた。

- ① 著作権法第31条第3項に關係する特定図書館等が満たすべき具体的な要件基準について
- ② 第31条第2項に關係する特定図書館等に利用者が登録すべき情報について
- ③ 第31条第2項第2号に關係するデータの不正拡散を防止し、抑止するための措置の内容について

前回の協議会で示したのものから大きな変更点はなく、ガイドライン等にあわせるように語句の修正を行った。

事務処理等スキーム分科会：立松座長

本日の資料2-5は昨年の第2回協議会で示した仮合意事項を各分科会の協議を踏まえて取りまとめたもの。特に「複製」に関しては美術の著作物等の解像度についての協議結果を反映した。また、「送信実績の記録」については、SARLIB側より、申込情報に記載のあった情報は可能な限りそのままでの提供を希望するとのことだった。今後は特定図書館等の現場で実際に運用する際の手引きとなる実施要領を作成するため、実務レベルでWGをこの分科会の下におき、まだ固まり切っていない図書館とSARLIBとのやり取りの部分について検討していく。

3. 今後の関係者協議会について

村瀬共同座長より説明。

事前に両座長及び各分科会の座長副座長レベルで事実上の意見交換を行った。ガイドラインも補償金も今後の実施状況を見ながら適宜見直しを図られることが望ましい。また事務処理等スキームも実務の中で、フィードバックを整理していく必要があるため、法施行後及び今後も関係者協議会は現状の形を存続させていきたい。具体的には各分科会も維持した上で、最低限年に1回以上の開催を想定している。

4. 今後のスケジュールについて

SARLIB 側：村瀬座長

SARLIB の広報ツールとしての SARLIB ホームページの開設を 6/1 施行にあわせて準備している。今後は特定図書館等に申請していただいた図書館からの届出を受領し、補償金の收受そして、分配業務をすすめていく。

SARLIB としては今後分配の制度設計を整理していく段階になる。

必要に応じて、この協議会にて進捗状況を報告していく。

図書館側：小池座長

図書館側でも情報公開を今後ホームページ上で行っていく。併せて実施要領ができ次第図書館側で共有しながら、説明会を7月上旬から中旬にかけて準備を進めていく。また特定図書館等が実施することになる研修の内容や資料等の準備も進めていく。

以上